

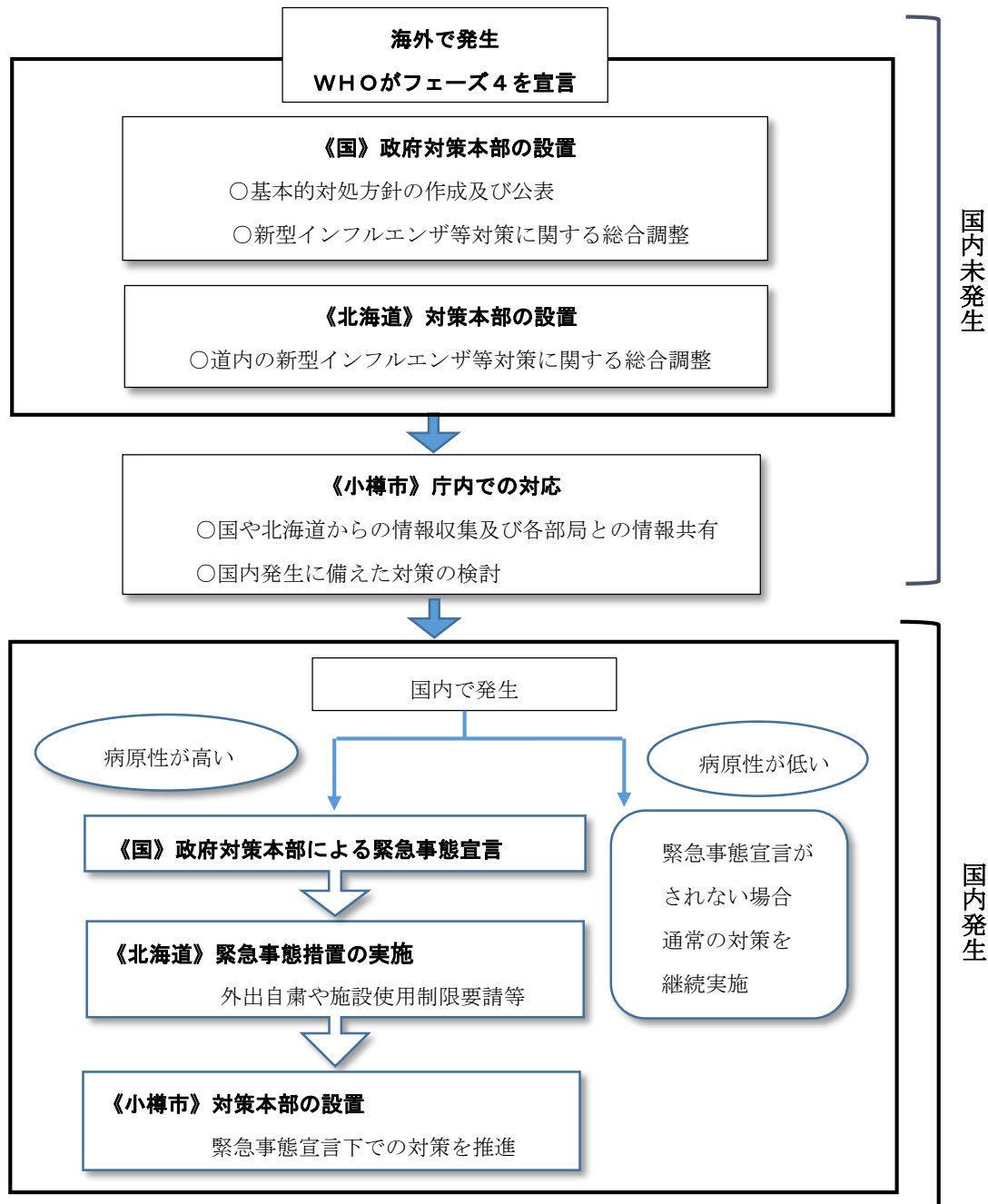
小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画について

1 計画策定の背景について

病原性の高い新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国家の危機管理として対応するため、平成25年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）が施行された。

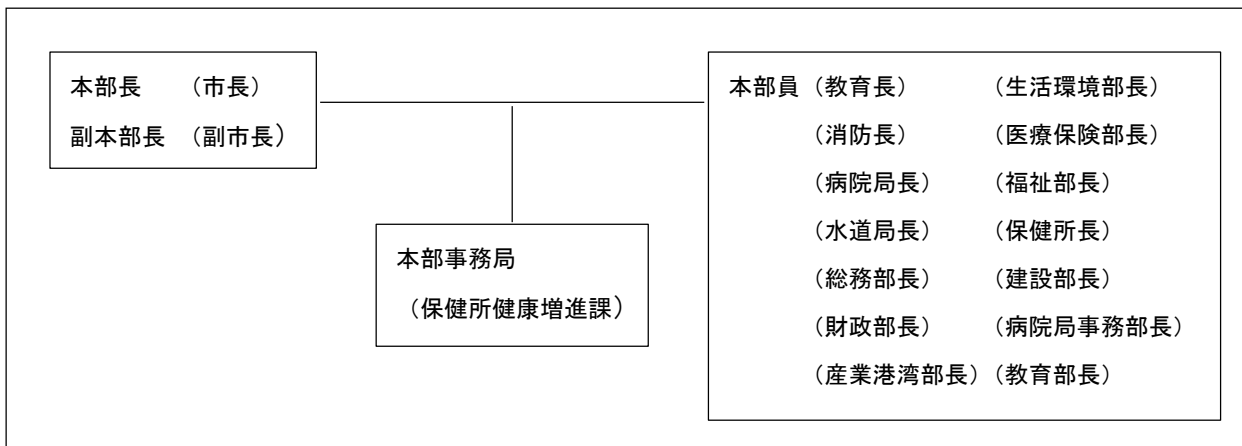
措置法第8条に、市町村行動計画の策定が義務づけられており、本市においても新型インフルエンザ等感染症対策の充実、強化を図るため行動計画を策定する。

2 新型インフルエンザ等対策の実施体制について



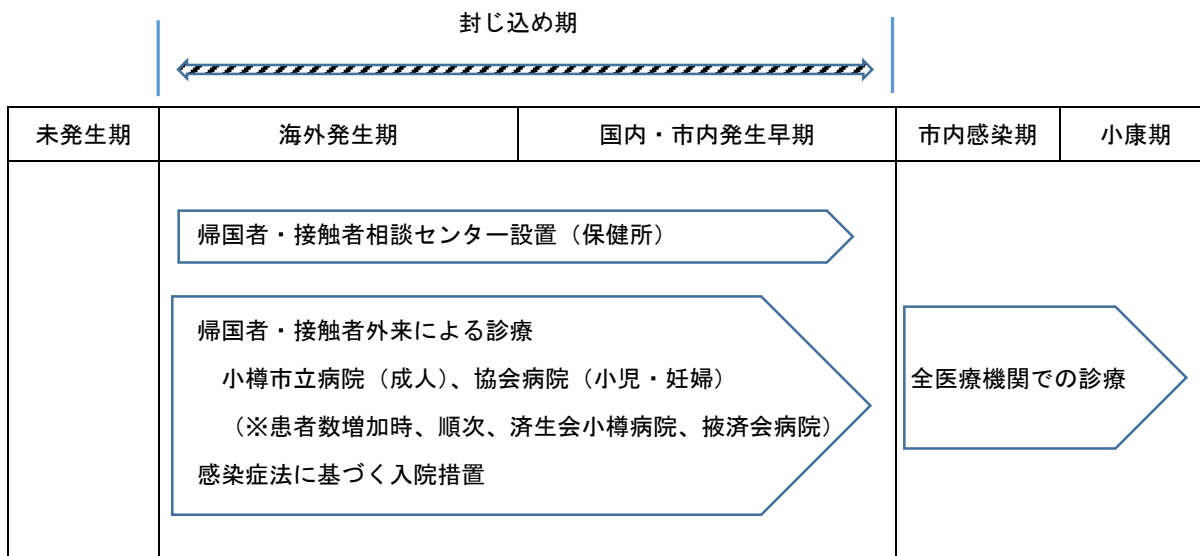
3 対策本部組織について

市長を本部長とし、下表の本部員で構成する。



4 医療体制について

- (1) 帰国者・接触者相談センターは、小樽市保健所に設置。
- (2) 帰国者・接触者外来を設置。
- (3) 新型インフルエンザ等の初診を行わない医療機関として、産科専門医療機関、透析専門医療機関を設定。



5 今後のスケジュールについて

時期	内容
H28年1月	・パブリックコメントの実施 (H28.1.4~H28.2.3)
H28年2月	・パブリックコメントへの対応と公表 ・計画成案決裁
H28年3月	・計画について議会報告